

(案)

電話設備機器賃貸借契約書

千葉県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、千葉県夷隅健康福祉センター電話設備機器を甲が乙から賃貸借することに関し、次のとおり契約を締結する。

1 賃貸借契約の名称

千葉県夷隅健康福祉センター電話設備機器賃貸借

2 賃貸借する機器等及び数量の概要

メーカー名 ○○○○○製造
(内訳) 電話交換機本体 ○○○○
多機能電話 ○○○○ 台

{詳細は、別添千葉県夷隅健康福祉センター電話設備機器賃貸借仕様書（以下、「仕様書」という）別紙1のとおり}

3 契約金額 総額 金

円

(うち消費税額及び地方消費税額 円)

(各年度別内訳)

令和8年度 金 円

(うち消費税額及び地方消費税額 円)

令和9年度 金 円

(うち消費税額及び地方消費税額 円)

令和10年度 金 円

(うち消費税額及び地方消費税額 円)

令和11年度 金 円

(うち消費税額及び地方消費税額 円)

令和12年度 金 円

(うち消費税額及び地方消費税額 円)

令和13年度 金 円

(うち消費税額及び地方消費税額 円)

令和14年度 金 円

(うち消費税額及び地方消費税額 円)

(注)「消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により、賃貸借金額に110分の10を乗じて得た金額である。

4 契約保証金

5 設置場所

千葉県勝浦市出水1224

6 契約期間

契約締結日から令和14年11月30日まで

7 賃貸借期間

令和 年 月 日から令和14年11月30日まで

(案)

契約条項

(目的)

第1条 乙は、乙所有による物件を仕様書別紙2「電話設備機器の条件（仕様等）」に基づき甲に賃貸し、甲はこれを賃借するものとする。

(契約金額)

第2条 この契約の賃借料は、頭書記載のとおりとする。

(契約の保証)

第3条 乙は、本契約の締結に当たり、契約金額を契約期間の年数で除した金額の10分の1以上の契約保証金を甲に納付しなければならない。ただし、甲が千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）第99条第2項各号のいずれかに該当すると認めた場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

2 前項の契約保証金は、国債証券、地方債証券、その他確実と認められる担保の提供をもってこれに代えることができる。その場合、国債証券及び地方債証券はその額面金額により、その他のものは額面金額の10分の8以内（確実と認められる金融機関が振り出した小切手にあっては、小切手金額）をもって換算するものとする。

3 第1項の契約保証金は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、甲に帰属するものとする。

4 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく契約保証金を乙に還付するものとする。

5 契約保証金を還付するときは、利息を付さないものとする。

6 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(支払方法)

第4条 乙は、賃貸借開始日の属する月の翌月1日以降に前月分の賃借料を甲に対し乙所定の請求書により請求するものとし、甲は適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に乙に賃借料を支払うものとする。

2 乙より不適当と認められる請求書が提出されたときの支払約定期間の計算については、甲がその請求書を訂正のため返付した日から、訂正した請求書を甲が受理した日までの期間は参入しないものとする。

3 甲の責めに帰すべき事由により、前項の賃借料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、本契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第8条及び第9条第1項各号の規定により契約解除した場合、及び物件に重大な欠陥が認められ、正常な運転等を維持できず、甲が業務遂行上損害を被ったときは、甲と乙が同意して選出した第三者の損害に対する評価に基づき、乙に対して実際に要した金額を賠償請求することができる。

(債権及び債務の相殺)

第6条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、甲が乙に対し支払う賃借料と相殺することができる。ただし、乙の支払うべき債務が甲の支払うべき金額を超える時は、乙は、その超過分について甲の指定する期限内に甲に納付しなければならない。

(案)

(履行不能の場合の措置)

第7条 乙は、その責に帰することができない事由により、契約の全部又はその一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分についての賃借料の支払い義務を免れるものとする。

(催告による解除)

第8条 乙が、本契約の期間内に契約上の義務を履行しないとき、甲は相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、甲は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(催告によらない解除)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、乙に対する催告をすることなく、この契約を解除することができる。

(1) 乙がその責に帰する事由により賃貸借期間開始日に契約上の義務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。

(2) 乙が正当な理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。

(3) 債務の全部の履行が不能であるとき。

(4) 乙が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみで本契約の目的を達成できないとき。

(6) 債務の全部の履行をする見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 債務の一部しか履行する見込みがないことが明らかであり、かつ、一部の債務の履行では契約の目的を達することができないとき。

(8) 検査に際し、方法を問わず乙が甲の職務執行を妨げたとき。

(9) 乙の行為に詐欺その他不正の行為があるとき。

(10) 乙が甲に重大な損害を与えたとき。

(11) 乙から本契約の解除の申し入れがあったとき。

(12) 本契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。

(13) その他乙が本契約に違反したとき。

2 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条及び前項の規定による契約の解除をすることができない。

3 前条及び第1項に基づき本契約を解除する場合、乙が損害を被ることがあっても、甲はその責を負わない。

4 前条及び第1項による契約の解除に伴う物件の返還に要する費用は、一切を乙が負担する。

5 甲は、前条及び第1項に定める場合のほか、契約の履行が完了しない場合において、特に必要があるときは、甲乙協議の上、契約を解除することができる。

6 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、甲は、本契約締結日の属する翌年度以降において、この契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

(乙の解除権)

第10条 甲が本契約に違反し、その違反により契約を履行することが不可能となったときは、乙は本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約が解除された場合において、これにより乙が損害を受けたときは、その損害は甲が負担する。

(案)

(違約金)

第 11 条 第 8 条及び第 9 条第 1 項の規定により本契約が解除されたときは、乙は、契約解除の日が属する年度の契約額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰すべき事由がないときは、この限りでない。

2 甲は、実際に生じた損害額が第 1 項の規定による違約金の金額を超える場合には、その超える金額について、別途、乙に損害賠償の請求をすることができる。

3 乙は、本契約により、甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を甲の指定する期限内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ、債務額に対して、この契約の締結時点における千葉県財務規則（昭和 39 年千葉県規則第 13 号の 2）第 120 条第 1 項に規定する違約金の率で計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる）を延滞金として併せて甲に納付しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第 12 条 乙は、甲がこの契約により使用している物件に対し、債権その他の担保権を設定してはならない。

2 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、予め書面による甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

(再委託等の禁止)

第 13 条 乙は、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(立入)

第 14 条 乙（乙の委託を受けた者を含む。以下、本条において同じ。）は、物件の納入、保守又は管理等のため、甲の承諾を得て物件の設置場所に立ち入ることができる。この場合、立ち入る者は必ずその身分を証明する証票を着用しなければならない。

(物件の維持管理)

第 15 条 甲は、物件を本来の用法に従い、その業務に使用するとともに保管についても善良な管理者の注意を払うものとする。

2 物件及びその使用によって第三者に損害を与えたときは、甲の責任において解決するものとする。

3 乙は物件に乙の所有である旨の表示をすることができるものとする。

(事前承諾)

第 16 条 甲及び乙は、次の行為をするときには、事前に相手方の承諾を得なければならない。

(1) 設置場所の変更、他の物件の賃貸借物件への付着、又は改造等による物件引渡時の現状の変更。

(2) 第三者に本契約に基づく権利を譲渡すること、又は物件を使用させること。

(物件の滅失・損傷等)

第 17 条 物件に損傷を与えた場合、甲は直ちに乙に通知しその指示を受けるものとする。

2 乙は、物件が盗難等により滅失した場合、あるいは修理不能な状態となった場合、その賠償を甲に請求することができる。

3 甲が前項により損害賠償金を乙に支払った場合、当該物件は契約の対象から除外され、その所有権等は甲に移転するものとする。

(案)

4 天災地変により物件が滅失、損傷した場合の取扱いについては甲乙別途協議して定めるものとする。

(契約期間満了時の措置)

第18条 乙は、賃貸借期間が終了したときは、甲からの申し出があった場合を除き、物件を撤去回収するものとし、その費用を負担する。

(保守点検)

第19条 乙（乙の委託を受けた者を含む。以下、本条において同じ。）は、甲が業務を遂行し、物件の正常な運転を維持するため、保守対象物件の迅速な保守及び保守関係作業を行うものとする。

2 乙は、原則四半期ごとに保守対象物件について保守点検を実施するものとする。

3 乙は、保守点検及び機器等の障害に対する復旧対応が完了した場合は、機器等の保守内容を記載した書面を添付し、甲の承認を受けるものとする。

(秘密保持等)

第20条 乙は、本契約の履行において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

2 乙は、本契約の履行過程において得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約内容の変更)

第21条 甲及び乙は、必要があると認める場合は、協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(事情変更による契約金額の変更)

第22条 契約締結後において、経済情勢の激変等により、契約金額が著しく不相当と合理的に認められる場合は、その事情に応じ甲及び乙は、協議の上、契約金額を改定することができる。

(個人情報の保護)

第23条 乙は、本契約による事務を履行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(裁判管轄)

第24条 甲及び乙は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(経費)

第25条 本契約の締結にかかる経費については、乙の負担とする。

(補則)

第26条 この契約に疑義が生じた時、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(A) 本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

(B) 本契約の証として、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、双方が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有するものとする。

〔注〕(A)は紙の契約書を採用する場合、(B)は電子契約を採用する場合に使用する。

(案)

令和 年 月 日

甲 住所 千葉県勝浦市出水 1224
氏名 千葉県
夷隅健康福祉センター長 ○○ ○○

乙 住所
氏名